

議案第 83 号

多可町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する
条例の制定について

多可町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 28 年 12 月 6 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例

平成 年 月 日

条例第 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定により、町が経営する下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業をいう。）に地方公営企業法の規定の全部を適用する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。